

SAGA2024全障スポ 宿泊業務実施要領

1 趣旨

この要領は、「SAGA2024全障スポ宿泊要項」（以下「宿泊要項」という。）に基づき、宿泊要項適用者に係る宿泊業務の実施に関して必要な事項を定める。

2 宿泊申込手続き

(1) 宿泊申込代表者

SAGA2024実行委員会（以下「県委員会」という。）は、SAGA2024全障スポに参加し、又は派遣される者の宿泊申込に関して以下の区分ごとにそれぞれ宿泊の申込みに関する責任を負う者（以下「宿泊申込代表者」という。）を指定する。

宿泊申込代表者は、宿舎の責による場合を除き、当該区分に定める者の宿泊の申込みについて最終的な責任を負う。

区分		宿泊申込代表者
選手団	選手・監督	都道府県・政令指定都市が定める者
	役員(介助者)	
競技役員	県内	佐賀県内の各競技団体の長
	県外	全国を統括する各競技団体の長
視察員(後催県視察員を除く)		宿泊希望のあった各団体の代表者
報道員		宿泊希望のあった各社の代表者
大会役員		宿泊希望のあった各団体の代表者
特別招待者		
その他大会関係者 (後催県視察員を含む)		

※ その他大会関係者とは、大会運営に参加する者で、県委員会が宿泊を必要と認めた者をいう。

(2) 宿泊責任者

ア 宿泊申込代表者は、宿泊者の中から、宿泊日が同一のグループ又は行動を共にするグループごとに宿泊責任者を定める。

ただし、宿泊者以外に行動を共にする者がいない場合は、宿泊者本人を宿泊責任者として取り扱う。

イ 宿泊責任者は、宿泊者を代表し、宿泊者と宿舎との間で必要な事務の処理に当たる。

(3) 宿泊の申込み

ア 宿泊申込システム

SAGA2024全障スポの宿泊申込みは、宿泊申込システム（県委員会が運営し、インターネットを介して、宿泊申込みを受け付け処理するシステムをいう。以下「システム」という。）により申し込まなければならない。

ただし、システムに異常があり、システムによる宿泊申込みが困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールによる申込みができるものとする。

イ 宿泊申込みに必要なID・パスワード等の通知

県委員会は、システムを利用した宿泊申込みに必要なID・パスワード等を宿泊申込代表者に通知する。

ウ 申込方法

宿泊申込代表者はシステムにアクセスし、県委員会から通知されたID・パスワードを入力してログインし、宿泊申込入力画面に必要事項を入力の上申し込む。

なお、県委員会は上記ID・パスワードによりログインした者が行った宿泊申込みについて、宿泊申込代表者本人により行われたものとして取り扱う。

エ 申込先

SAGA2024全障スポ配宿・輸送センター(以下「配宿・輸送センター」という。)

住 所：〒840-0825 佐賀県佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル2階

電 話：0952-41-1603

F A X：0952-26-2160

システムのインターネットアドレス：別に定める

オ 申込期限

申込期限については以下の表のとおりとする。

区分	申込期限
選手団	令和6年7月1日(月)まで
選手団以外	令和6年8月19日(月)まで

(4) 宿舎の決定

ア 県委員会は、宿泊申込みを受理した後に、宿舎の決定を行う。

イ 県委員会は、宿舎を決定した場合には、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書

をシステムの画面上から確認できるようにする。

ウ 県委員会は、宿舎を決定した場合には、当該宿泊施設(以下「指定宿舎」という。)に対し、配宿決定通知書をシステムの画面上から確認できるようにする。

(5) 宿泊の変更及び取消し

ア 宿舎決定後の宿泊の変更及び取消し(以下「宿泊変更等」という。)については、大会への参加取消し等、特別な事情がない限り認めない。

イ 前号に掲げる事情による宿泊変更等の受付開始時期は、配宿・輸送センターがシステムの画面上で確認できるようにしたとき以降とする。

ウ 宿泊申込代表者が宿泊変更等を行う場合は、システムを利用し、宿泊変更・取消画面に変更内容を入力の上、県委員会に申し込む。

ただし、システムに異常があり、システムによる宿泊変更等が困難な場合は、ファクシミリ、郵便又はメールによる申込みができるものとする。

エ 県委員会は、受理した宿泊変更等の内容を速やかに指定宿舎に連絡し、調整を行う。

なお、調整結果については、宿泊申込代表者が宿舎決定通知書をシステムで確認できるようにし、その処理結果は記録する。

3 宿泊料金等の精算

(1) 宿泊料金、休憩料金、入湯税、宿泊税及び宿泊取消料(以下「宿泊料金等」という。)の精算は、選手団は、配宿・輸送センターを介した請求書払いとする。また、選手団以外については各宿舎が指定する精算方法により支払うものとする。

なお、これら以外の料金については、各宿舎が定める方法により宿泊責任者が直接宿舎に支払う。

(2) 指定宿舎と宿泊責任者は、宿泊日ごとに宿泊人数、欠食の有無等の宿泊内容について、宿泊連絡票(様式1)等により互いに確認する。

(3) 指定宿舎と宿泊責任者は、互いに確認した宿泊内容に基づき、宿泊精算確認書(様式2)により、宿泊責任者の退宿時にその支払額を確定する。

(4) 指定宿舎は、宿泊精算確認書3片のうち1片を退宿時に宿泊責任者に交付し、1片を速やかに配宿・輸送センターへ送付する。また、残りの1片は指定宿舎が保管する。

(5) 指定宿舎は、宿泊精算確認書に基づき、選手団にあつては配宿・輸送センター代表者を、選手団以外にあつては宿泊責任者を債務者として、宿泊料金等を請求する。

4 宿舎における紛議

宿舎における紛議が生じた時は、次により解決する。

- (1) 指定宿舎は、速やかに宿泊責任者との間でその処理に当たる。
- (2) 宿泊に係る紛議について、当事者の間において解決することが困難な場合、県委員会がその処理に当たる。

5 個人情報の取り扱い

宿泊申込みに記載された個人情報は、適切な管理に努めるとともに、県委員会及び配宿・輸送センターにおいて宿泊業務に限り利用し、その他の目的に利用しない。

また、収集した個人情報は、SAGA2024全障スポ終了後、統計資料作成に利用した後、削除する。

6 その他

この要領に定めのない事項については、県委員会が別に定める。